

下水道使用料の福祉に係る減免措置の見直しについて

1 下水道使用料の福祉に係る減免措置について

昭和60年4月、「千葉市下水道条例に基づく減免の基準」により生活保護世帯の減免措置を開始した。平成10年7月からは、「千葉市下水道使用料減免事務取扱要綱」により福祉に係る減免措置を実施している。(財源は一般会計からの繰入金。)

(1) 生活保護減免

- ア 対象 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯
イ 減免内容 全額減免

(2) 障害者・要介護者減免

- ア 対象 世帯員全員が市民税非課税で、①身体障害者(1、2級)、②精神障害者(1級)、③知的障害者(重度以上)又は④要介護4、5の者がいる世帯
イ 減免内容 一部減免(基本使用料及び10m³までの従量使用料)

2 生活保護世帯等の減免措置の廃止

生活保護法により支給される「生活扶助」及び中国残留邦人等支援法により生活保護法の例によって支給される「生活支援給付」には下水道使用料が含まれていることから、負担の適正化を図るため、生活保護世帯等の減免措置について、1年間の経過措置を講じた上で廃止する。

	昭和60年	平成10年	平成20年	平成30年
調定世帯数(世帯)	不明	773	3,343	8,339
減免金額(千円)	不明	8,832	40,088	108,517

3 生活保護減免廃止後の福祉に係る減免措置

(1) 障害者・要介護者減免の継続

住み慣れた場所での自立した生活を支援するため、減免措置を継続する。
(生活保護世帯であっても、要件に該当すれば減免対象とする。)

(2) 生活困窮世帯等への減免措置の導入【新規】

生活困窮世帯や保護から脱却した世帯を支援するため、新たな減免措置を導入する。

- ア 生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の受給世帯
(ア) 減免期間 給付金を受給する期間(最長9か月)、(イ) 減免内容 全額減免
イ 就労自立給付金の受給世帯
(ア) 減免期間 保護廃止後6か月、(イ) 減免内容 全額減免

4 スケジュール

- 令和2年 3月 要綱改正
4月 生活保護減免の新規受付停止、対象者に周知文を発送
10月 経過措置(全額減免⇒一部減免(基本使用料+10m³までの従量使用料))
令和3年10月 生活保護減免の廃止、生活困窮世帯等減免の開始

5 見直しによる一般会計繰入金の減少額(平成30年度決算との比較)

約83,000千円。ただし、経過措置期間である令和2年度は約15,000千円、令和3年度は約55,000千円となる。

※繰入金は減少するが、使用料収入が増加となるため、下水道事業会計への影響はない。

6 福祉施策の拡充

見直しによって生じる財源は、保健福祉局において、生活困窮者施策の充実に活用。

7 参考（政令指定都市の福祉減免の実施状況）

区分	都市名	減免制度の内容			
		生活保護	障害者、要介護者	その他福祉減免	
生活保護減免制度なし 11市	元々なし	京都市	-	-	
		堺市	-	-	
	3市	熊本市	-	-	
	廃止した都市	札幌市	廃止（平成17年6月）	-	-
		横浜市	廃止（平成17年9月） ※生保ひとり親世帯は基本使用料を減免	基本使用料を減免	-
		川崎市	廃止（平成18年10月）	10m ³ までの使用料免除	社会福祉施設は10%減免
		大阪市	廃止（平成18年10月）	廃止（平成25年10月）	廃止（平成26年4月）
		神戸市	廃止（平成18年10月）	-	社会福祉施設は5割減免
		8市	岡山市	廃止（平成21年4月）	-
	新潟市		廃止（平成22年7月） ※合流区域の未接続生保世帯のみ全額減免継続	-	-
	福岡市		廃止（平成28年6月）	-	-
生活保護減免制度あり 9市	全額減免 4市	千葉市	全額減免	基本使用料及び10m ³ までの従量分を減免（世帯員全員が市民税非課税の場合）	-
		相模原市	全額減免	基本使用料を減免	-
		仙台市	全額減免	-	住民税非課税世帯は基本使用料を減免
		さいたま市	全額減免	-	住民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯は基本使用料と10m ³ までの従量分を減免
	一部減免 5市	静岡市	基本使用料を減免	-	-
		浜松市	基本使用料を減免	-	-
		名古屋市	基本使用料を減免（専用栓は基本料金免除、共用栓は10m ³ までの使用料相当額を免除）	同左	-
		広島市	10m ³ までの従量分を減免	同左	-
		北九州市	基本使用料を減免	-	-